

---

# 圧縮記帳の活用と留意点

KACHIEL税務アカデミー  
税理士法人ファシオ・コンサルティング 公認会計士・税理士 鯨岡 健太郎



# 目次

## I. 圧縮記帳の全体像

- 概要、効果、経理方法、主な種類

## II. 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

- 適用要件、国庫補助金等の範囲、「返還不要が確定していること」の意義、特別勘定の設定と取崩し、圧縮限度額・特別勘定の設定限度額

## III. 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳

- 概要、適用要件、保険金等の範囲、その他の主な留意事項、特別勘定の設定と取り崩し、圧縮限度額・特別勘定の設定限度額

## IV. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（圧縮記帳）

- 概要、適用要件、対象となる買換え、対象資産、その他の主な留意事項、先行取得・事後取得、圧縮限度額、特別勘定の設定

### 【免責事項】

本資料は、2020年10月1日現在有効な法令・通達に基づき作成されており、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。これにより、具体的な専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。講演者は、本資料にのみ依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また本資料中、意見にわたる部分は講演者の私見であり、所属する組織を代表した公式見解ではありません。

本資料及び補足配付資料は著作権法上の著作物に当たり、それらの著作権は全て講演者に帰属しています。

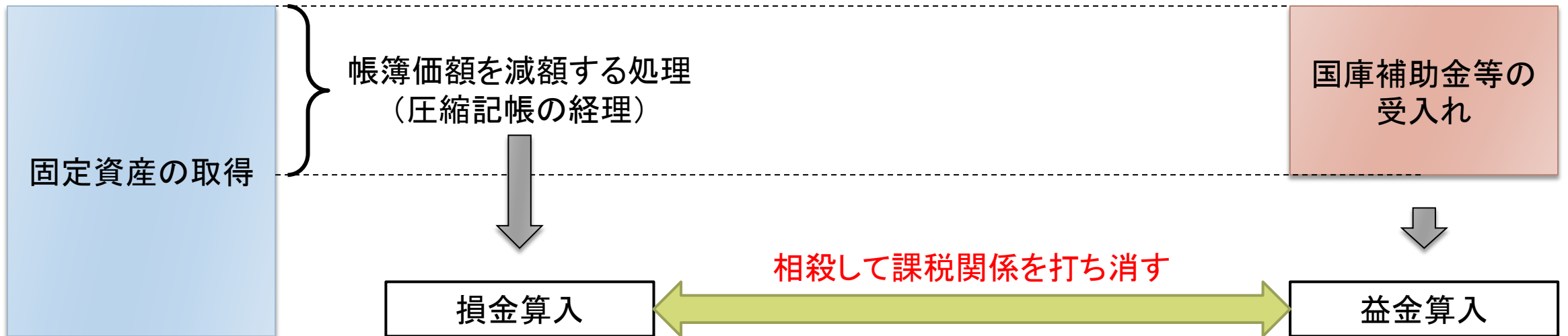
著作権者の事前の許諾を伴わない転載・複写を禁じます。また、インターネット等不特定多数の者の閲覧に供する状態に置くこともお控えください。発見した場合には必要に応じ、掲載差し止め等の必要な措置を執らせていただく場合もありますのでご了承ください。

---

# 圧縮記帳の全体像

# 圧縮記帳制度の概要

圧縮記帳とは、国庫補助金等により取得した固定資産について、一定の要件の下にその帳簿価額を減額し、その減額した金額を損金算入することによって、国庫補助金等に係る受贈益等の益金の額と相殺させ、課税関係を生じさせないようにするための制度である。

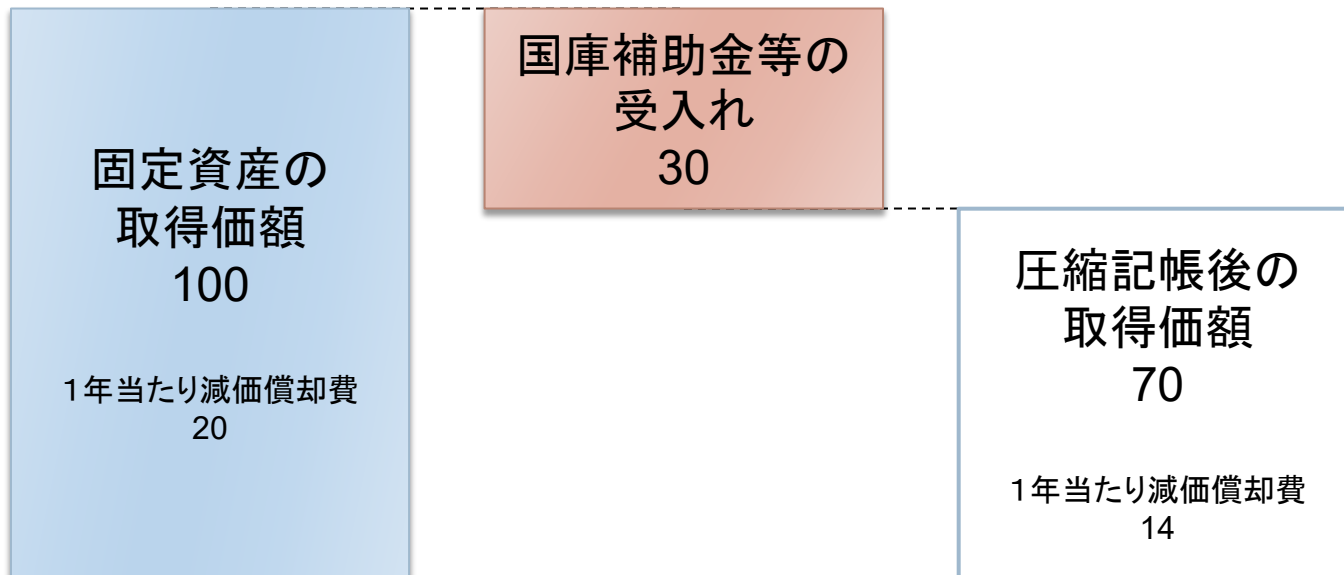


## 【趣旨】

受け入れた国庫補助金等に対して法人税が課されて資金が流出することによって、固定資産の取得という当初の目的が達成されないおそれがあるため、これを調整する必要がある。

# 圧縮記帳の効果

圧縮記帳は税負担を減少させるものではなく、課税を将来に繰り延べるに過ぎない。



Note:

- 圧縮記帳を行わない場合、国庫補助金受入れ分の30が課税所得を構成する一方、減価償却費20を計上して差引課税所得は10となる。
- 圧縮記帳を行う場合、圧縮記帳後の取得価額に基づき減価償却費が計算されるため、差引課税所得は△14となる(国庫補助金相当額の課税は発生しない)。
- 圧縮記帳しない場合と比較して、課税所得が相対的に+6だけ多くなる ⇒ その分税負担が増加する(初年度に課税されなかった部分について、徐々に課税の対象に含まれる格好)
- 5年通算すれば、課税所得への影響は同一。

圧縮記帳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	通算
なし	+30-20=10	△20	△20	△20	△20	△70
あり	△14	△14	△14	△14	△14	△70

# 圧縮記帳の経理方法(1/2)

圧縮記帳の経理方法には2種類ある

## 直接減額方式 (P/L経由)

一定の「圧縮限度額」を上限として、  
固定資産の取得価額を減額して  
記帳する方法

(借)固定資産圧縮損 XXX (貸)固定資産 XXX

B/S		P/L	
固定資産	↓ XXX	(特別損失) 固定資産圧縮損	XXX
繰越利益剰余金	XXX ↓	当期純利益	XXX ↓

## 積立金方式 (B/Sのみ)

その事業年度の確定した決算において  
「積立金」として積み立てる方法

(借)繰越利益剰余金 XXX (貸)固定資産圧縮積立金 XXX

B/S		P/L	
固定資産	XXX	(影響なし)	
取得価額は減額されない			
固定資産圧縮積立金	XXX ↑		
繰越利益剰余金	XXX ↓		

# 圧縮記帳の経理方法(2/2)

圧縮記帳ができる状況が揃っていない場合でも、「特別勘定」を設けることができるものがある。

## 負債計上方式 (P/L経由)

負債の部に「圧縮記帳特別勘定」  
(または仮受金)を計上する方法  
(法基通10-1-1)

(借)圧縮記帳特別勘定繰入額 XXX (貸)圧縮記帳特別勘定 XXX

B/S		P/L	
固定資産	XXX	圧縮記帳特別勘定 (または仮受金)	XXX ↑
		繰越利益剰余金	XXX ↓
		(特別損失) 圧縮記帳特別勘定繰入額	XXX
		当期純利益	XXX ↓

取得価額は減額されない

## 積立金方式 (B/Sのみ)

その事業年度の確定した決算において  
「積立金」として積み立てる方法

(借)繰越利益剰余金 XXX (貸)固定資産圧縮積立金 XXX

B/S		P/L	
固定資産	XXX	固定資産圧縮積立金	XXX ↑
		繰越利益剰余金	XXX ↓
		(影響なし)	

取得価額は減額されない

# 圧縮記帳の主な種類

種 類	経理方法		
	直接減額方式	積立金方式	特別勘定
国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳	○	○	○
保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳	○	○	○
交換により取得した固定資産の圧縮記帳	○	×	×
収用等に伴い代替資産を取得した場合の圧縮記帳	○	○	○
換地処分等に伴い資産を取得した場合の圧縮記帳	○	×	×
特定の資産の買い換えの場合の圧縮記帳	○	○	○
特定の資産を交換した場合の圧縮記帳	○	×	×
東日本大震災に基因する特定の資産の買い換えの場合の圧縮記帳	○	○	○



---

## 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

# 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (1) 適用要件

---

1. 固定資産の取得・改良のための国庫補助金等の交付を受けたこと。
2. 交付日の属する事業年度において、その国庫補助金等をもって、その交付の目的に適合した固定資産を取得・改良したこと。  
  
★国庫補助金の交付を受ける前に固定資産を取得している場合にも、圧縮記帳の適用が認められる(法基通10-2-2)。
3. その事業年度終了時まで、国庫補助金等の返還不要が確定していること。
4. その事業年度において、圧縮限度額の範囲内で圧縮記帳の経理(直接減額方式 or 積立金方式)を行っていること。

# 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (2) 国庫補助金等の範囲(1/2)

国庫補助金

地方公共団体の補助金・  
給付金

具体的な名称は記載されておらず、ひろく対象となる。

ただし、固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。

Point:

経費補填型の補助金等は対象外

その他  
(法令79)

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用助成金
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金
- 独立行政法人農畜産業振興機構の助成金
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金
- 日本たばこ産業株式会社の葉たばこの生産基盤強化のための助成金

# 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (2) 国庫補助金等の範囲(2/2)

新型コロナウイルス対策関連の給付金等の **大半は圧縮記帳の適用対象外**

主な補助金等の種類	(圧縮記帳適用可) 固定資産の取得・改良のため	(圧縮記帳適用不可) 経費補填のため
持続化給付金		○
家賃支援給付金		○
休業協力金		○
雇用調整助成金		○
小学校休業等対応助成金		○
生産性革命推進事業関連補助金 ・ ものづくり・商業・サービス生産性向上 促進補助金 ・ IT導入補助金	○	

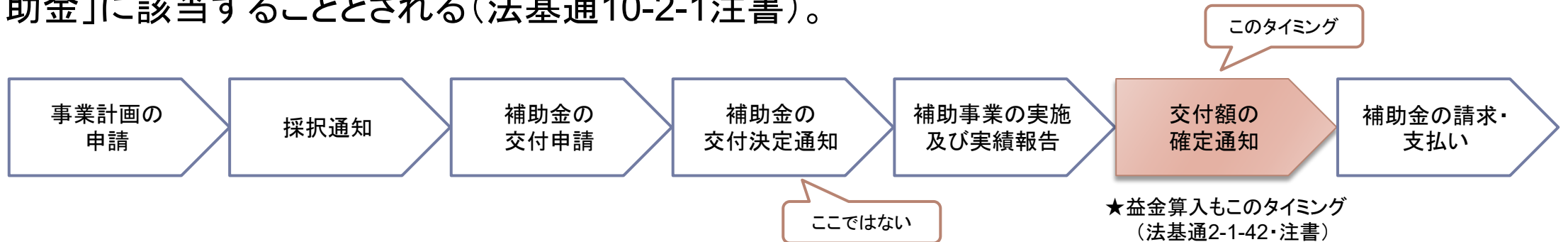
### 【誤りやすい例】

持続化給付金を利用して購入した固定資産について、圧縮記帳を適用した ⇒ **NG**

# 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (3)「返還不要が確定している」ことの意義

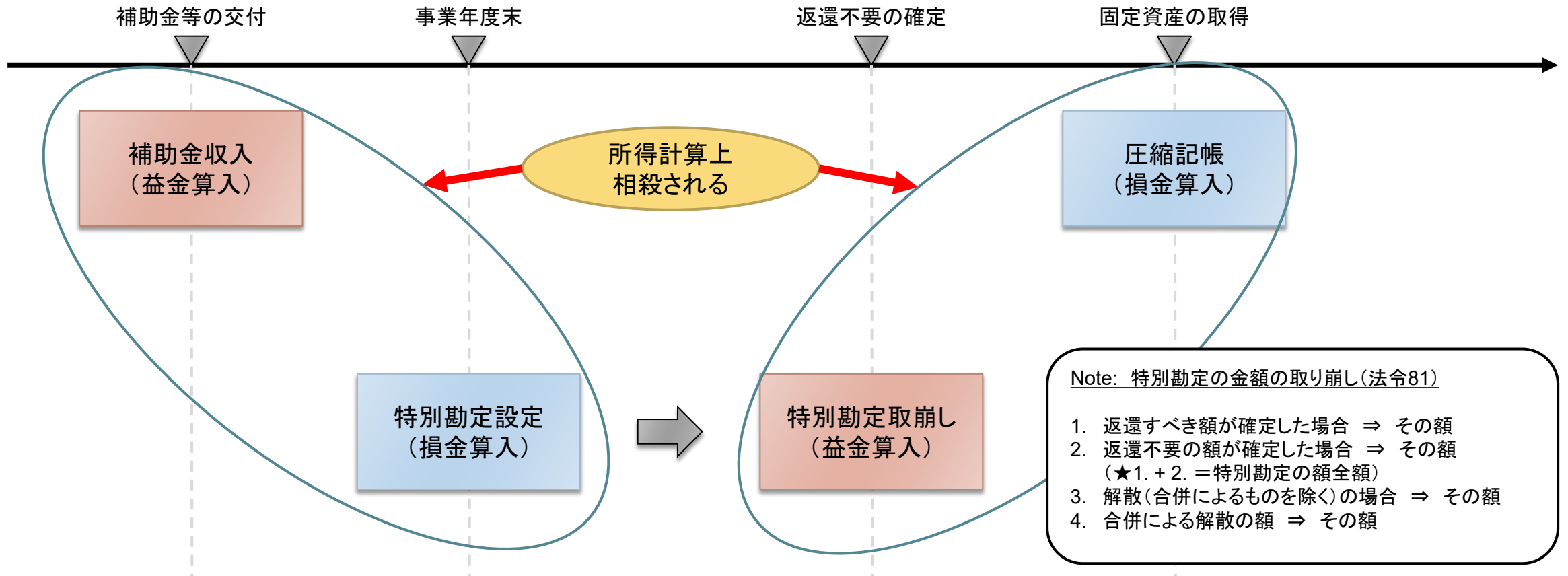
1. 国庫補助金のうち「交付額の確定通知」を受けたものについては、「返還不要が確定した国庫補助金」に該当することとされる(法基通10-2-1注書)。



2. 法人が交付を受けた国庫補助金に以下のような一般的条件が付されていることは、「返還不要が確定しているかどうか」の判断には関係ない(法基通10-2-1)。
  - 交付の条件に違反した場合には返還しなければならないこと。
  - 一定期間内に相当の収益が生じた場合には返還しなければならないこと。

# 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳 (4) 特別勘定の設定と取崩し

事業年度末までに国庫補助金等の返還不要が確定しない場合には「特別勘定」の設定が認められている。



# 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (5) 圧縮限度額・特別勘定の設定限度額

### 【圧縮限度額】

分類	圧縮限度額の計算
通常の見扱(法法42①)	その <b>固定資産の取得又は改良に充てた</b> 国庫補助金等の額に相当する金額
固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合(法基通10-2-2)	返還不要となった国庫補助金等の額 × $\frac{\text{返還不要確定日におけるその資産の帳簿価額}}{\text{その資産の取得価額(又は改良費の額)}}$

(注) 圧縮限度額の結果、その固定資産の帳簿価額が1円未満となる場合には、その帳簿価額として1円以上の金額(備忘価額)を付す(法令93)。

### 【特別勘定の設定限度額】

その国庫補助金等の額に相当する金額(法法43①)

---

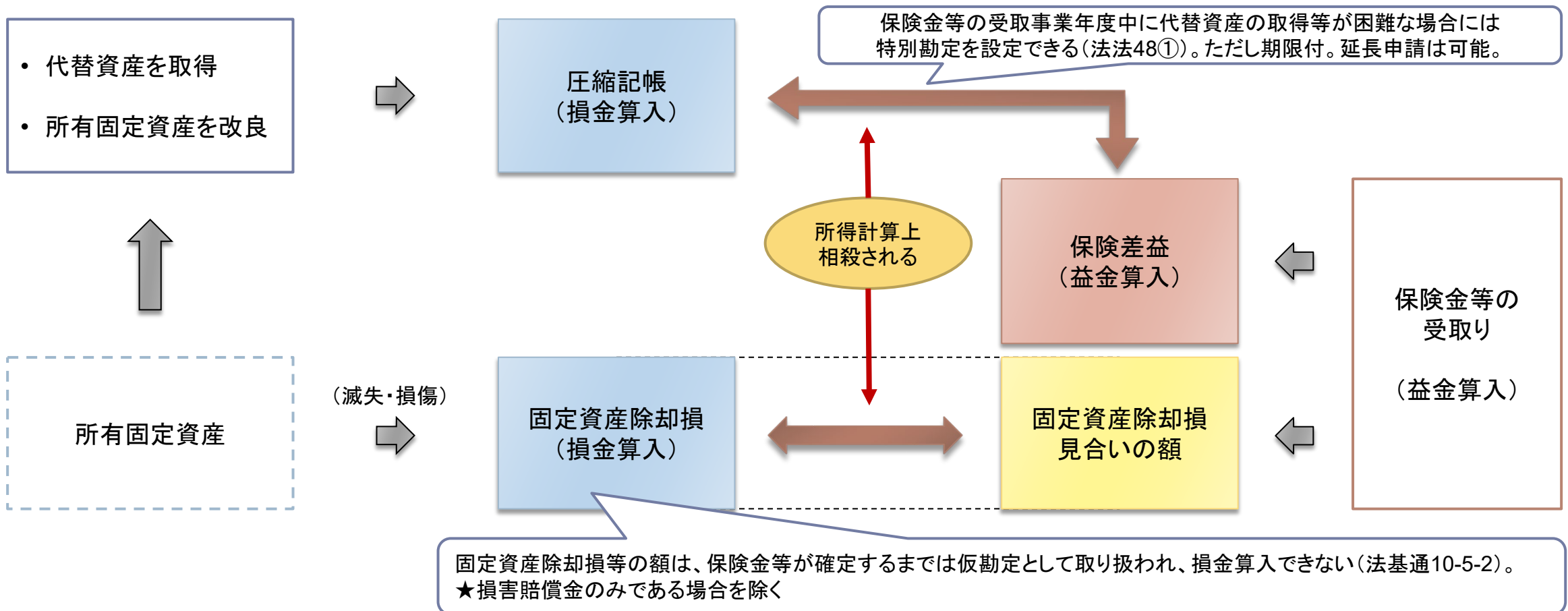
## 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳



# 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (1) 概要

保険差益のうち、代替資産の取得等に対応する部分については圧縮記帳の適用を受けることができる。



# 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (2) 適用要件

---

1. 所有していた固定資産(所有固定資産)の滅失・損壊により保険金等の支払いを受けたこと。
2. 保険金等の支払い日の属する事業年度において、その保険金等をもって、
  - その滅失した所有固定資産に代替する同一種類の固定資産(代替資産)を取得したこと
  - その損壊した所有固定資産(または代替資産となるべき資産)の改良をしたこと。
3. その事業年度において、圧縮限度額の範囲内で圧縮記帳の経理(直接減額方式 or 積立金方式)を行っていること。

# 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (3) 保険金等の範囲(法令84)

保険金	保険会社・外国保険業者・少額短期保険業者が支払う保険金
共済金	以下の法人が支払う共済金のうち、 <u>固定資産について生じた損害を共済事故とするもの</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業協同組合、農業協同組合連合会</li><li>・ 農業共済組合、農業共済組合連合会</li><li>・ 水産加工業協同組合、共済水産業協同組合連合会</li><li>・ 事業協同組合、事業協同小組合(一定のもの)、協同組合連合会(一定のもの)</li><li>・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会</li><li>・ 漁業共済組合、漁業共済組合連合会</li><li>・ 森林組合連合会</li></ul>
損害賠償金	

- ✓ 固定資産の滅失・損壊の事実の発生に基づいて支払われたものに限る。
- ✓ 滅失・損壊のあった日から3年以内に支払いの確定したものに限る。

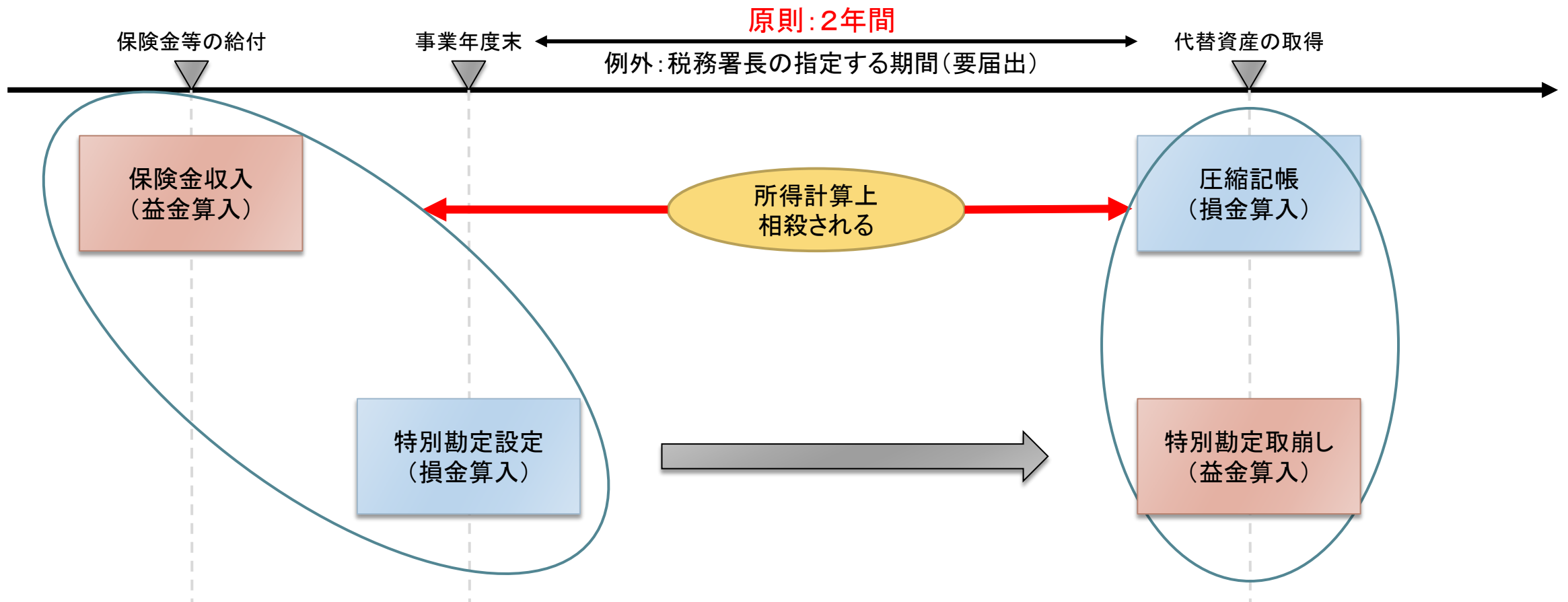
# 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (4) その他の主な留意事項

項目	留意点
被害資産の要件	自己所有資産に限り、リース資産は対象外となる。
被害資産の範囲	固定資産であること。棚卸資産として扱うものは対象外となる。
代替資産の範囲	<p>滅失した固定資産に代替する「同一種類」の固定資産をいう。</p> <p>(同一種類かどうかの判定) 耐用年数省令における資産の種類区分が同一かどうかで判断する(法基通10-5-3)。 「同一種類」は必要だが、「同一の用途」であることまでは求められていない。</p> <p>(取得の態様) 所有権移転外リース取引による取得を除く(法令84の2)。</p> <p>(取得のタイミング) 滅失等のあった時期において既に自己建設・製作・製造又は改造中であった資産は代替資産に該当しない(法基通10-5-4)。</p>

# 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳 (5) 特別勘定の設定と取崩し

事業年度末までに代替資産の取得等が間に合わない場合には「特別勘定」の設定が認められている。



# 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (6) 圧縮限度額・特別勘定の設定限度額(1/2)

### 【圧縮限度額】

分類	圧縮限度額の計算
通常の手扱い(法47①、法85①)	$\text{保険差益相当額} \times \frac{(*)\text{のうち代替資産の取得に充てた金額}}{(\text{保険金等の額} - \text{発生経費}) (*)}$
特別勘定を設けた場合における代替資産の圧縮限度額(法49①、法91)	
保険金等の額が確定する前に先行取得した代替資産の圧縮限度額(法基通10-5-8)	$\text{本来の圧縮限度額} \times \frac{\text{保険金等確定日におけるその資産の帳簿価額}}{\text{その資産の取得価額(又は改良費の額)}}$
保険金等の支払いに代わるべきものとして交付を受けた代替資産の圧縮限度額(法47②、法87)	$(\text{代替資産の交付時の時価} - \text{発生経費}) - \text{滅失資産の被害直前の帳簿価額}$

(注) 圧縮限度額の結果、その固定資産の帳簿価額が1円未満となる場合には、その帳簿価額として1円以上の金額(備忘価額)を付す(法93)。

### 【特別勘定の設定限度額】 「通常の手扱い」を準用(法48①、法89)

$\text{保険差益相当額} \times \frac{(*)\text{のうち代替資産の取得等に充てようとする金額}}{(\text{保険金等の額} - \text{発生経費}) (*)}$
---

# 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳

## (6) 圧縮限度額・特別勘定の設定限度額(2/2)

### 【発生経費】

所有固定資産の滅失又は損壊に直接関連して支出される経費をいう(法基通10-5-5)。

#### (含まれるもの)

- 所有固定資産の取壊し費
- 焼き跡の整理費
- 消防費等

2種類以上の資産の滅失等により支出した共通経費の取扱い  
保険金等の額の比その他合理的な基準により配賦する。  
(法基通10-5-6)

#### (含まれないもの)

- 類焼者に対する賠償金
- けが人への見舞金
- 被災者への弔慰金等

---

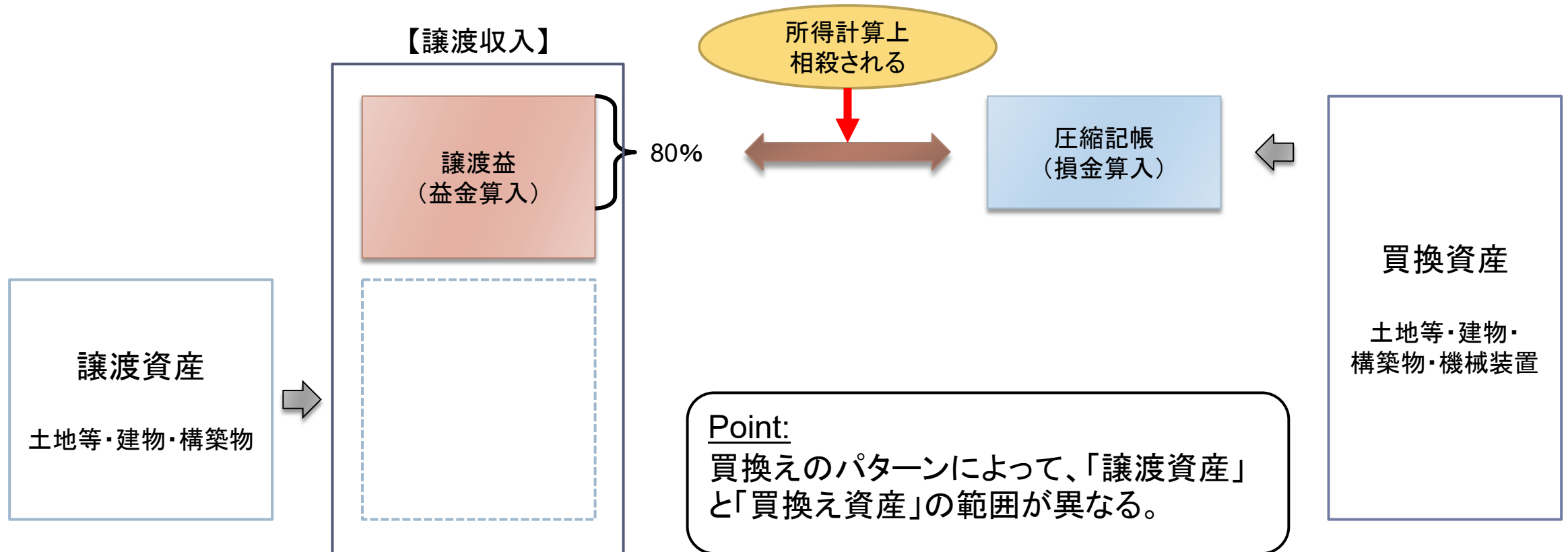
# 特定の資産の買換えの場合の課税の特例 (圧縮記帳)



# 買換えの圧縮記帳

## (1) 概要(1/2)

特定の資産を買い換えた場合には、その譲渡益の80%相当額について圧縮記帳の適用を受けることができる。



# 買換えの圧縮記帳

## (1) 概要(2/2)

### 条文構成(措法65の7)

項数	内容
1項	適用要件
2項	買換資産(土地)の面積制限
3項	先行取得資産の圧縮記帳
4項	買換資産を事業の用に供しない場合(供しなくなった場合)における圧縮記帳の取消し(適格組織再編成の場合:12項)
5項	申告要件
6項	宥恕規定
7項	特別償却との調整
8項	買換え資産の取得価額(適格組織再編成の場合:13項)
9項~11項	適格分割等の直前における圧縮記帳
14項	地域再生法の集中地域内への買換えである場合の圧縮限度額
15項	委任規定
16項	用語の定義

# 買換えの圧縮記帳

## (2) 適用要件

---

1. その法人が、対象期間(S45.4.1～R5.3.31)の間に、譲渡資産を譲渡すること。
2. 譲渡資産を譲渡した日の属する事業年度において、買換資産を取得すること。
3. 買換資産の取得日から1年以内に、これを所定の地域内にあるその法人の事業の用に供するか、供する見込みであること。
4. 買換資産の取得事業年度において、圧縮限度額の範囲内で圧縮記帳の経理(直接減額方式 or 積立金方式)を行っていること。

# 買換えの圧縮記帳

## (3) 対象となる買換え(措法65の7①)

今回のセミナーでは「7号買換え」のみ取り扱います。

目的	買換えの内容	譲渡資産 (土地等・建物・構築物)	買換資産 (土地等・建物・構築物・機械装置)
追い出し促進のための買換え	既成市街地等(東京、大阪、名古屋等)の内から外への買換え【1号】	所有期間10年超のものに限る。	場所によっては、農林業への供用が制限される。
	航空機騒音障害区域の内から外への買換え【2号】		
誘致促進のための買換え	過疎地域の外から内への買換え【3号】		
	都市機能誘導区域の外から内への買換え【4号】		
既成市街地等内での土地の有効利用のための買換え	土地等が「土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策」の実施に伴って取得される場合の、既成市街地等内での買換え【5号】		「施策」に伴う買換えに限る。
特定の移転促進計画による買換え	危険密集市街地域内における防災街区整備事業に関する都市計画による土地等の買換え【6号】		
設備投資促進のための買換え	所有期間10年超の土地等から国内にある一定の土地等、建物、構築物等への買換え【7号】	所有期間10年超のものに限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地等は面積300 m<sup>2</sup>以上のものに限る。</li> <li>機械装置を除く。</li> <li>貨物鉄道事業用の電気機関車も対象</li> </ul>
日本船舶の買換え	一定の日本船舶同士の買換え【8号】	船齢が一定期間に満たない日本船舶	日本船舶(環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの)に限る。

# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (4) 対象資産(1/4)

経済対策の一環として、企業の長期保有資産の入れ替えによる設備投資の促進を図るための措置

### 譲渡資産

国内にある土地等、建物又は構築物で、その法人により取得された日から引き続き10年超所有されているもの。

(留意事項)

- 所有期間が10年を超える土地等とともに、所有期間が10年に満たない建物や構築物を譲渡した場合  
⇒ 土地等のみ、本特例の対象となる「譲渡資産」になる(措通65の7(1)-22)。

### 買換資産

国内にある「一定の土地等」、建物、構築物、貨物鉄道事業者用の電気機関車。

(一定の土地等)

ただし、譲渡資産の面積の5倍を超える部分は適用除外となる。

- 次のいずれかに該当する土地等で、その面積が300㎡以上のものをいう。
  - ✓ 特定施設の敷地の用に供される土地等
    - 特定施設とは、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅これらに類する施設をいい、福利厚生施設に該当するものを除く(措令39の7⑦)。
  - ✓ 駐車場の用に供される土地等で、建物又は構築物の敷地の用に供されないことについてやむを得ない事情があるもの。

# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (4) 対象資産(2/4)

---

### 土地等

「等」 ⇒ 土地の上に存する権利。地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいう(措通65の7(1)-6)。

### 不動産売買業者の有する土地等

棚卸資産として取り扱われるものは対象外(措通65の7(1)-1)。

(棚卸資産に該当しないもの)

- その法人自身が使用するもの
- その法人が他に貸し付けているもの(販売用のものを一時的に貸し付けているものを除く)
- その法人が具体的な使用計画に基づいて使用することを予定し、相当の期間所有していることが明らかであるもの

### 買換資産の判定

その土地等が買換え資産に該当するかどうかは、その土地等を取得した時の現況により判断する(措通65の7(1)-11)。

# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (4) 対象資産(3/4)

### 特定施設の敷地の用に供される土地等

その土地等(土地の上に存する権利)を取得した時において、

- 現に特定施設の敷地の用に供されているもの
- 特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるもの

例えば、取得した土地を特定施設の敷地の用に供することとする具体的な計画があるもの

をいう(措通65の7(1)-30の2)。

### 駐車場の用に供される土地等に必要ない「やむを得ない事情」

次に掲げる手続等が進行中であることにつき所定の書類により明らかにされた事情(措令39の7⑦、措規22の7①)。

- 都市計画法による開発許可の手続
- 建築基準法による建築確認の手続
- 文化財保護法第93条第2項に規定する発掘調査
- 建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続(建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが、その手続を理由とするものであることにつき国土交通大臣が証明したものに限り)

# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (4) 対象資産(4/4)

### 面積の判定

ケース	判定対象となる面積の算出方法 (措通65の7(1)-30の3, 30の4)
2以上の者との共有とされるものである場合	その土地等の総面積 × その法人の共有持分の割合
区分所有に係る特定施設の場合	その土地等の総面積 × $\frac{\text{その法人の専有部分の床面積}}{\text{その特定施設の専有部分の総床面積}}$
一つの施設に特定施設とそれ以外の施設が混在している場合	その土地等の面積をそれぞれの施設の床面積の比等の合理的な基準によって区分し、特定部分に対応する部分を算出する。

#### ★面積制限

買換え資産の土地の面積が、譲渡資産の土地の面積の5倍を超える場合、その超える部分は買換え資産に該当しない(措法65の7②)。



# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (5) その他の主な留意事項

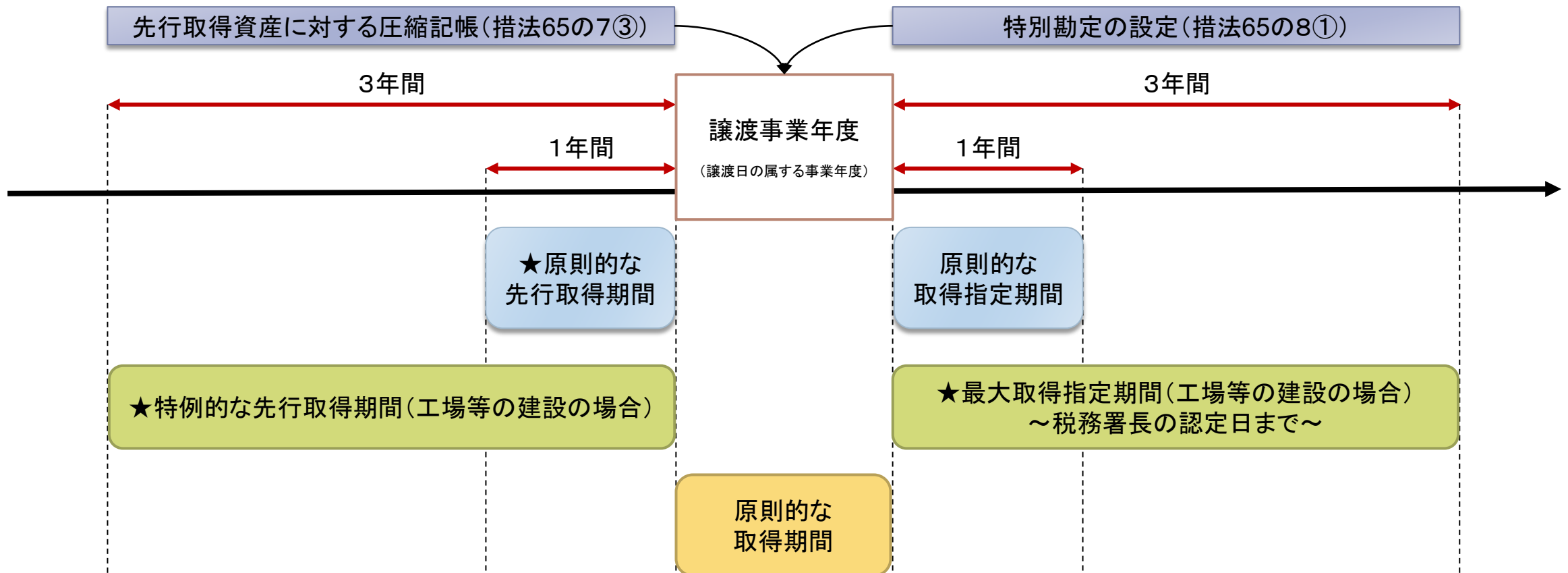
項目	留意事項
「建物」の範囲	建物と一体となる附属設備を含む。 ⇒ 附属設備単独では、譲渡資産・買換資産には該当しない。
「譲渡」の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>有償による譲渡に限る。 ⇒ 贈与、出資、交換、現物分配、代物弁済、合併又は分割による資産の移転等は譲渡に含まれない。</li> <li>土地については、借地権の設定により土地を使用させた場合も「譲渡」として取り扱われる。</li> </ul>
低額譲渡	<p>時価と比べて著しく低い価額で譲渡した場合には、その譲渡価額(低額)部分についてのみ譲渡があったものとして取り扱われる。</p> <p>⇒ 譲渡原価の調整が必要。</p> <p>⇒ <b>調整後譲渡原価 = 譲渡資産の帳簿価額 ÷ 時価 × 譲渡価額(低額)</b></p>
高額譲渡	時価と比べて著しく高い価額で譲渡した場合には、その譲渡価額(高額)部分について譲渡があったものとして取り扱われる。譲渡原価の調整は不要。
低額取得・高額取得	時価と比べて著しく低い(高い)価額で買換資産を取得した場合には、その譲受価額に相当する部分についてのみ取得があったものとされる。

# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (6) 先行取得・事後取得

★: 要届出

- 譲渡資産の譲渡前に買換え資産を先行取得する場合には、圧縮記帳の適用が可能。
- 譲渡資産の譲渡日の属する事業年度内に買換え資産を取得できない場合には、特別勘定の設定が可能。



# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (7) 先行取得資産に係る買換特例適用届出書

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書		※整理番号	
				※縮小/拡大係数	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒	電話( ) -		
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目					

### 提出期限

先行取得資産を**取得した事業年度の翌事業年度**  
**開始の日から2月以内**

届出書に記載した先行取得資産に限り、  
 これを買換資産とみなして  
 圧縮記帳の適用を受けることができる  
 (措法65の7③)。

先行取得資産	種 類			
	規 模			
	所 在 地			
	用 途			
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取 得 価 額	円	円	円
譲渡予定資産の種類				
その他参考となるべき事項				

# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (8) 特別勘定の設定期間の延長承認申請書

特定の資産の買換えの場合における  
特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号  
※通/ル/簿記

**提出期限**  
譲渡事業年度の翌事業年度開始の日から2月以内

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 法人 親 人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目	〒 電話( ) -	法第65条の8 第4項第1号 申請時の 法第68条の70 第5項第1号 に規定する特別勘定の金額	円
取得しようとする買換資産の内容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	価 額		円	円
	所 在 地			
	買換資産の取得 予 定 年 月 日	. .	. .	. .
認定を受けよう と する 年 月 日	. .	. .	. .	
(設定期間の延長を必要とする理由)				
(その他参考となるべき事項)				

取得予定の買換資産の内容を記載する  
⇒ ある程度具体的なプランが必要  
  
(とりあえず出しておく、はNG)

# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (9) 圧縮限度額(1/2)

$$\text{買換え資産の圧縮限度額} = \text{買換え資産の圧縮基礎取得価額} \times \text{差益割合} \times \text{圧縮限度割合 (80\%)}$$

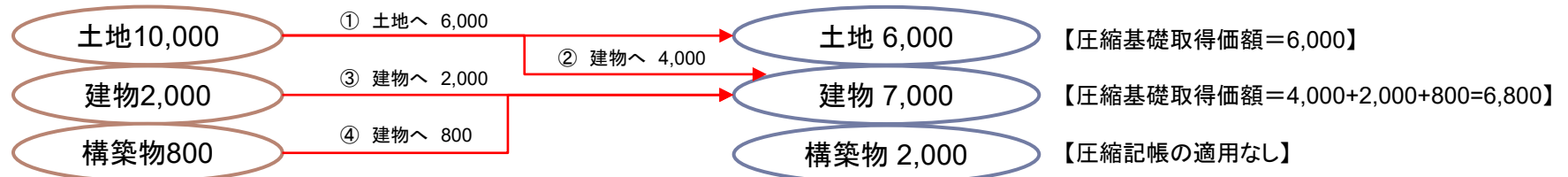
圧縮基礎取得価額

「買換え資産の取得価額」と「譲渡資産の譲渡価額」のうち、いずれか低い金額(措法65の7⑬三)

(買換え資産が2以上あるときにおける「譲渡資産の譲渡価額」の取扱い)

一つの買換え資産の取得価額に優先的に充当することとし、次にその残額について、他の買換え資産の取得価額に達するまで順次充当するように計算する(措通65の7(3)-3)。

⇒ 充当順位は法人の任意だが、土地に優先充当させたほうが有利(非償却資産は圧縮記帳による課税繰延べ効果大)。



差益割合

$$\text{差益割合} = \frac{\text{譲渡資産の対価の額} - \left[ \text{譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡に要した経費の額} \right]}{\text{譲渡資産の対価の額}}$$

# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (9) 圧縮限度額(2/2)

先行取得資産である買換資産の圧縮限度額

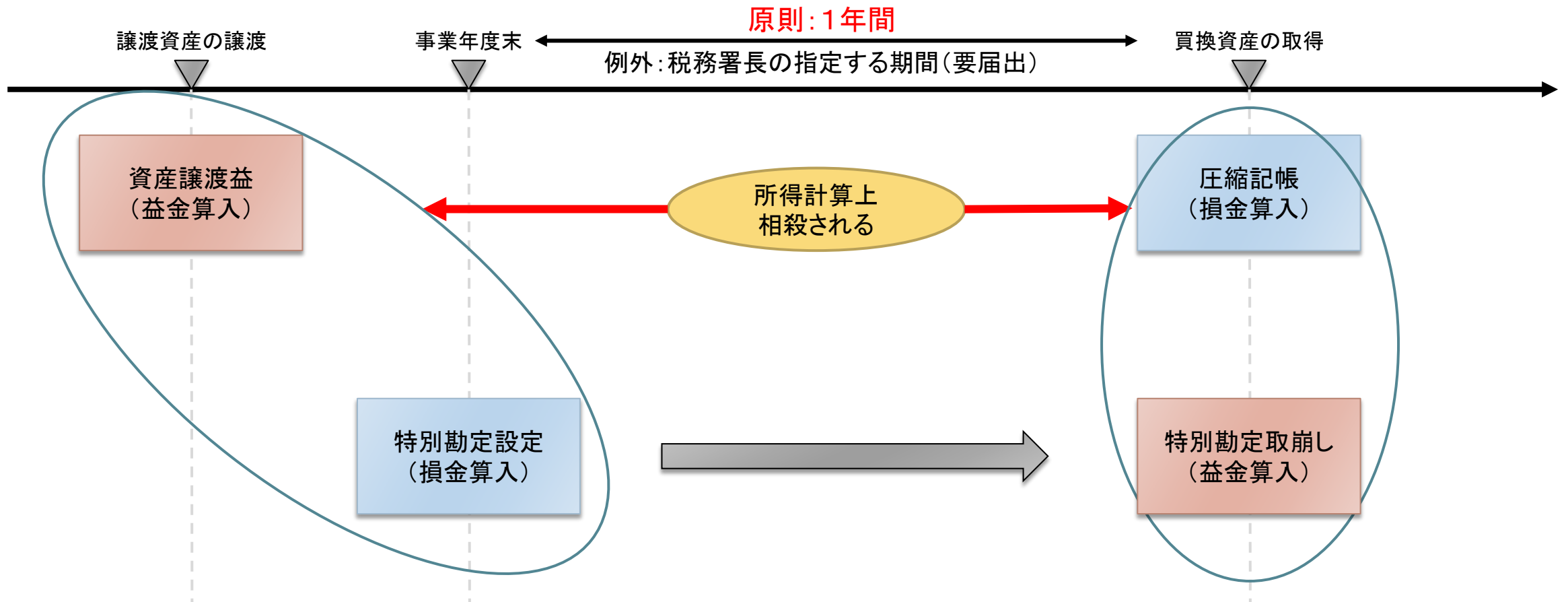
買換資産の種類	圧縮限度額
土地等の場合	通常の場合と同じ
減価償却資産の場合	$\text{通常の場合の圧縮基礎取得価額} \times \frac{\text{譲渡年度直前年度末日の帳簿価額}}{\text{譲渡年度直前年度末日の取得価額}} \times \text{差益割合} \times \text{圧縮限度割合(80\%)}$

譲渡直前事業年度までに実施された減価償却に対応して圧縮限度額を調整

# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (10) 特別勘定の設定(1/2)

事業年度末までに買換資産の取得等が間に合わない場合には「特別勘定」の設定が認められている。



# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (10) 特別勘定の設定(2/2)

### 取得指定期間

原則: 譲渡事業年度終了日の翌日から **1年**

例外: 譲渡終了事業年度終了日の翌日から **3年**

⇒ 事前に税務署への届出が必要となる(譲渡事業年度終了日の翌日から **2月以内**)

以下のような「やむを得ない事情」があるときにのみ、最長3年間の延長が認められる。

- 工場等の敷地の用に供するための宅地の造成、及びその工場等の建設及び移転に要する期間が通常1年を超えると認められること。
- 法令の規制等によりその取得に関する計画の変更を余儀なく「された」こと。
- 売主その他の関係者との交渉が長引き容易にその取得ができないこと。

### 事業供用要件

取得が見込まれる買換資産についても、その取得の日から1年以内にその法人の事業の用に供する見込であることが必要(措法65の8①)。

### 特別勘定の設定限度額

通常 of 圧縮限度額に準じて計算する(措法65の8①)。

### 特別勘定を有する場合の買換資産の圧縮限度額

通常 of 圧縮限度額に準じて計算する(措法65の8⑦)。



# 買換えの圧縮記帳(7号)

## (11) 特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書				事業年度	法人名	付表	
譲渡資産の明細	種類	1		特別勘定金額の計算	特別勘定として 経理した金額	5	円
	所在地	2			繰入限度超過額	6	
	規模	3			特別勘定金額 (5) - (6)	7	
	譲渡年月日	4	年 月 日				
措置法第65条の7第1項の表の該当号		8	措置法第号該当	措置法第号該当	措置法第号該当		
取得予定資産の明細	種類	9					
	構造	10					
	所在地	11					
	規模	12					
	取得予定年月日	13	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
その他参考となるべき事項							

令二・四・一以後終了事業年度分

### 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方

- この明細書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである買換え資産を届け出る場合に使用します。
- この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。
- 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。
  - 「種類1」欄は、譲渡資産の種類（土地、建物（その附属設備を含みます。）、構築物、船舶の別）を記載します。
  - 「規模3」欄は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載してください。
- 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）の「特別勘定に経理した金額36」、「繰入限度超過額39」、「当初の特別勘定の金額40」の金額を移記します。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産ごとのそれぞれの金額を個別に計算して記載します。
- 「措置法第65条の7第1項の表の該当号8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている表の該当番号を記載します。
- 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。
  - 措置法第65条の7第1項の表の第7号の下欄に掲げる資産（船舶）については、「構造10」、「所在地11」及び「規模12」欄を記載する必要はありません。
  - 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。
  - 「所在地11」欄は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。
  - 「規模12」欄は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載します。
- 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第65条の7《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

ご静聴ありがとうございました

---

